

## 府中町建設工事中間前金払実施要領

### (趣旨)

第1条 建設工事中間前金払の実施については、府中町建設工事執行規則（平成19年規則第21号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

### (対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 既に執行規則第44条第1項に規定する前払金の支払を受けていること。
- (2) 工期（債務負担行為に係る契約による工事にあつては、当該会計年度の工事実施期間）の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期（債務負担行為に係る契約による工事にあつては、当該会計年度の工事実施期間）の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為に係る契約による工事にあつては、当該会計年度の出来高予定額）の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 中間前払金の支払請求時において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と中間前払金に関する同条第5項に規定する保証契約が締結されていること。

### (中間前金払と部分払の選択)

第3条 請負者は、工事請負契約の締結に際し、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、当該選択について、契約締結後の変更は認められない。この場合において、前条に規定する工事であっても、工事請負契約の締結に際し、執行規則第47条に規定する部分払を選択したものについては、前条の規定にかかわらず、中間前金払の対象としない。

### (対象経費及び中間前払金の使用)

第4条 中間前金払の対象は、当該中間前金払に係る工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

- 2 中間前払金は、当該中間前金払に係る工事に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

### (中間前払金の額)

第5条 中間前金払により支払うことができる金額は、請負代金額の10分の2以内の額の範囲とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10

分の6を超えてはならないものとする。

- 2 前項の場合において、算定して得た額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(認定請求及び認定)

第6条 工事担当課は、請負者から中間前金払に係る認定請求書(様式第1号。以下「認定請求書」という。)に工事履行報告書(様式第2号)を添付した認定の請求があったときは、速やかに第2条の要件等請求内容について審査し、支払の可否を決定するものとする。この場合において、工事担当課が行う審査で請求内容に疑義があるときは、請負者は、工事担当課が要求する資料を提出しなければならない。

- 2 工事担当課は、前項前段の決定を行ったときは、請求内容の不備その他特別な事情がある場合を除き、当該認定請求書を受けた日から7日以内に認定調書(様式第3号)により請負者に結果を通知しなければならない。

(支払請求及び支払)

第7条 契約担当課は、保証事業会社の保証証書を添付した中間前金払の請求書(様式第4号。以下「(前金払・中間前金払)申請・請求書」という。)による支払の請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

(債務負担行為等に係る特例等)

第8条 債務負担行為に係る契約については、当該会計年度内に支出できる見込みの出来高予定額について、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

- 2 債務負担行為に係る契約については、請負者が第3条の規定により中間前金払を選択した場合であっても、同条の規定にかかわらず、その出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該会計年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

- 3 天候の不良、関連工事の調整への協力その他請負者の責に帰すことができない事由によって工事が会計年度内に完成できず繰越が予想される場合で、当該会計年度末の出来高が3分の2以上のときは、当該会計年度末の部分払については、当該会計年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、部分払金の額は、次の式により算定するものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高金額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

(前金払実施要領の準用)

第9条 中間前金払に係る請負代金額の変更による措置については、府中町建設工事前金払実施要領第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「第3条第1項に規定する前金払の額」とあるのは「府中町建設工事中間前金払実施要領第5条第1項

に規定する中間前金払の額」と、同条第2号中「減額後の請負代金額の10分の5に相当する額」とあるのは「減額後の請負代金額の10分の6に相当する額」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、施行の日以降に公告又は指名通知するものから適用する。

様式目次

| 様式番号   | 名称                | 規定条文 |
|--------|-------------------|------|
| 様式第1号  | 認定請求書             | 第6条  |
| 様式第2号  | 工事履行報告書           | 第6条  |
| 様式第3号  | 認定調書              | 第6条  |
| 様式第4号  | （前金払・中間前金払）申請・請求書 | 第7条  |
| 様式（省略） |                   |      |